

公 告

社会福祉法第120条第2項に基づき、災害等準備金の拠出状況について下記のとおり公告します。

令和7年7月14日

社会福祉法人 山口県共同募金会
会長 大窪正行

記

1 拠出の趣旨

令和6年能登半島地震に係る災害ボランティアセンターの運営において、その後の大震災も重なったことから、石川県共同募金会より、これまでに全国の共同募金会から拠出された災害等準備金だけでは資金が不足する見込みである旨の申し出があったため、社会福祉法第118条第2項に基づき、災害ボランティアセンターの運営等を支援するため、本県における災害等準備金を追加拠出する。

2 拠出先

社会福祉法人 石川県共同募金会

3 拠出額

970,000円

4 拠出年月日

令和7年7月31日